

●第1種電気工事士免状の交付申請に必要な実務経験年数の変更について（令和3年2月10日付け経済産業省令）

令和3年4月1日以降に第1種電気工事士免状の交付申請を行う場合、

第1種電気工事士試験の合格日に関わらず、合格された全ての方の必要な実務経験が3年以上となります。

(参考) 経済産業省ホームページ

一時的に申請窓口が混み合うことが考えられることから、郵送（簡易書留）による申請をお勧めします。

実務経験証明書の記載内容については、「実務経験証明書記載例」をご確認ください。

ご希望があれば、申請前に実務経験証明書の内容を確認しますので、メール、FAX等でご連絡ください。